新型コロナウイルス感染症に関するお取扱い等について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社(社長:櫻井 健司)は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客さまを対象とするお取扱いを実施しておりますので、以下のとおりお知らせいたします。

1. ご契約に対する特別お取扱いについて

保険金・給付金・解約返戻金・契約者貸付の請求手続きの簡易取扱

保険金・給付金・解約返戻金・契約者貸付金の請求手続きに必要な書類を一部省略するなど、簡易迅速なお取扱いをいたします。

2. 給付金・保険金のお支払いについて

(1) 入院給付金について

ア. 新型コロナウイルス感染症により、医療機関に入院された場合

・新型コロナウイルス感染症は、他の疾病と同様に入院給付金の支払対象となる「疾病」 に該当します。陽性・陰性にかかわらず、医師の指示により医療機関に入院された場合 は、入院給付金の支払対象となります。

イ. 新型コロナウイルス感染症により、自宅もしくは臨時施設等にて治療・療養を受けた場合

重要

新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅もしくは臨時施設等にて治療・療養を受けられた場合、入院給付金等のお支払いは、陽性判明日(診断日)によって取扱いが異なります。以下の内容を必ずご確認ください。

		陽性判明日(診断日)		
ケース		2022年9月25日以前	2022年9月26日~	2023年5月8日以降
			2023年5月7日まで	
ご入院された場合		〇 支払対象	〇 支払対象	〇 支払対象
自宅もしくは 臨時施設等で	重症化リスクの 高い方(※)	〇 支払対象	〇 支払対象	× 支払対象外
療養された場合 「みなし入院」	上記以外の方	〇 支払対象	× 支払対象外	× 支払対象外

(※) 次のいずれかに該当する方になります。

①65歳以上の方(陽性判明日(診断日)時点での満年齢となります) ②入院を要する方 ③妊娠されている方 ④重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与または酸素投与が必要と医師が判断した方

【陽性判明日(診断日)が2022年9月25日(日)以前の方】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響拡大にともない、医療機関が満床であるなどの理由 により、医師の指示にもとづき、自宅もしくは臨時施設等にて、入院と同等の治療・療 養を受けた場合については、その期間に関する医師または医療機関の証明書類などの提 出をもって、入院給付金等の支払対象とします。
- ・一部の自治体において、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われ、自らが検査し陽性が判明した場合、医療機関の診断を待たずに自主療養を行う取組みが実施されています。この場合、自治体が発行する「療養証明書」(※1)をご提出いただくことで、上記と同様にお取扱いします。

【陽性判明日(診断日)が2022年9月26日(月)~2023年5月7日(日)の方】

- ・2022年9月26日(月)~2023年5月7日(日)に新型コロナウイルス感染症と診断され、医療機関が満床であるなどの理由により、医師の指示にもとづき自宅もしくは臨時施設等にて入院と同等の治療・療養を受けた場合については、以下に該当する方々に限り、入院給付金等をお支払いいたします。(※2)
 - ①65歳以上の方(※3)
 - ②入院を要する方
 - ③妊娠されている方
 - ④<u>重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与または酸素投与が必要と医師が判断した方</u>
- ●「みなし入院」のご請求にあたって必要となる書類について 陽性判明日(診断日)が2022年9月26日(月)~2023年5月7日(日)となったお客さまにおかれましては、給付金請求時に必要となる書類として、以下の2点が必要となります。

I. 新型コロナウイルス感染症に罹患していることが分かる書類

「氏名」「診断年月日」の記載がある、以下のいずれか1点をご準備ください。

○「My HER-SYS」による証明画面(※1)

- ○自治体発行の療養証明書の写し
- ○自治体が設置している「健康フォローアップセンター(※4)」の受付結果

Ⅱ.『重症化リスクの高い方』であることが分かる書類

対象となる「ご提出いただく書類」のいずれか1点をご準備ください。

	重症化リスクの分類	ご提出いただく書類		
1	6 5歳以上の方	(特にご提出いただく書類はありません)		
2	入院を要する方	・医師、医療機関にて入院加療が必要であることを証明		
		する書類		
		・医療機関で発行される退院証明書		
3	妊娠されている方	・母子手帳の写し(※5)		
		・医師、医療機関にて妊娠していることを証明する書類		
4	重症化リスクがあり、かつ新	・医療機関で発行される診療報酬明細・処方箋		
	型コロナ治療薬の投与(※6)	・医師、医療機関にて左記重症化リスクがあることを証		
	または酸素投与が必要と医師	明する書類		
	が判断した方			

【陽性判明日(診断日)が2023年5月8日(月)以降の方】

- ・2023年5月8日(月)以降、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」といいます。)上の位置づけをこれまでの「2類感染症相当」から、季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」に変更されたことを受け、「みなし入院」の取扱いを終了し、入院給付金等の支払対象外といたします。
- ・なお、2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」 の支払対象となる方につきましては、2023年5月8日以降にご請求される場合でも、 支払対象といたします。
 - (※1) 2022年9月2日以降、当社では医療機関や保健所の負担軽減の観点から、原則として「療養証明書」の発行を求めず、「My HER-SYS」による証明画面や、新型コロナウイルス感染症に罹患していることが分かるその他の書類の提出をもって、入院給付金等の対象としています。詳細は、【こちら】をご確認ください。

なお、「My HER-SYS」の療養証明機能については、厚生労働省より2023年9月末をもって その機能を停止すると発表されました。つきましては、2023年10月以降に給付金のご 請求をされる場合は、「My HER-SYS」による証明画面以外の書類をご準備ください。

- (※2) 契約日にかかわらず、すべての契約に対して適用されます。
- (※3) 陽性判明日 (診断日) 時点での満年齢となります。
- (※4) 自治体により名称が異なるため、お住まいの自治体での名称をご確認ください。
- (※5) 「被保険者名の記入された母子手帳の表紙」、および「直近までの妊娠中の経過のページ」の 写しをご提出ください。
- (※6) 厚生労働省が定める新型コロナ治療薬である場合に限ります。

(2) 災害保険金等のお取扱いについて

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合は、疾病による死亡保険 金の支払対象となります。

なお、新型コロナウイルス感染症により死亡または高度障害状態となった場合の災害 保険金等のお取扱いは、支払事由発生日に応じて、以下のとおりとします。

対象商品		支払事由発生日が 2023年5月7日以前	支払事由発生日が 2023 年 5 月 8 日以降
災害保険金等の災害に関する保障のある 以下の商品		○支払対象	×支払対象外
	5年ごと利差配当付こども保険		
	低解約返戻金型終身保険 (無選択型)		
	3年ごと利差配当付災害死亡給付金付 個人年金保険		
	災害割増特約		
	傷害特約		
	写保険金等の災害に関する保障のある 下の特約が付加された団体定期保険	○支払対象	○支払対象
	団体定期保険災害割増特約		※ただし、2024年4月
	団体定期保険傷害特約		1日以降に更新または 新規に締結した契約 より、順次支払対象外
	団体定期保険災害保障特約		
団体定期保険こども災害割増特約			となります。
	団体定期保険こども傷害特約		
	団体定期保険こども災害保障特約		

なお、2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症により死亡または高度障害状態となった場合で、災害死亡保険金等の支払対象となる方につきましては、2023年5月8日以降にご請求される場合でも、支払対象といたします。

(注)「特定8疾病・特定感染症入院特約」についても、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5類感染症」に変更されたことにより、約款に定める「特定感染症」の要件を満たさなくなることから、2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症により入院された場合、特定8疾病・特定感染症入院給付金は支払対象外となります。

(3) 特別条件適用契約のお取扱いについて

特別条件のうち保険金削減支払法、給付金削減支払法、特定部位不担保法が適用される 契約について、新型コロナウイルス感染症により支払事由に該当した場合、支払事由発生 日に応じて、以下のとおりお取扱いいたします。

対象商品	支払事由発生日が 2023年5月7日以前	支払事由発生日が 2023年5月8日以降
特別条件のうち、 保険金削減支払法、給付金削減支払法、 特定部位不担保法が適用される契約	特別条件を適用せずに、保険金・給付金をお支払いする。(※7)	適用されている特別 条件にもとづき、保険 金・給付金を削減し、 または給付金をお支 払いしない。

(※7) 該当の取扱いについては、これまでに支払事由に該当した場合も含めて、適用いたします。 ご提出いただいた死亡保険金等の請求に必要な書類(医師または医療機関にて証明された 死亡診断書等)に記載された病名等により判断し、お支払いいたします。

本件に関し、ご不明な点などございましたら、以下の【お問合わせ先】までご連絡ください。

【お問合わせ先】

フコクしんらい生命 お客さまサービス室

電話番号:0120-700-651 (通話料無料)

受付時間:9:00~18:00

(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

≪ご参考≫新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

- ●災害保険金等のお取扱いの変更について(団体定期保険) 2023年8月7日付 お知らせ https://www.fukokushinrai.co.jp/company/topics/assets c/20230807 2.pdf
- ●新型コロナウイルス感染症の保険金・給付金請求における特別取扱の終了について 2023年4月13日付 ニュースリリース https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets c/20230413.pdf
- ●新型コロナウイルス感染症のみなし入院による入院給付金の取扱い(支払対象等)について 2022年9月12日付 ニュースリリース https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets c/20220912.pdf
- ●新型コロナウイルス感染症の給付金請求時の必要書類について 2022年9月5日付 お知らせ https://www.fukokushinrai.co.jp/company/topics/assets c/20220905 2.pdf

●緊急事態宣言の発令(2021年8月25日)に伴う新型コロナウイルス感染症に関する各種お取扱いについて

2021年8月31日付 ニュースリリース https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets c/20210831.pdf

●緊急事態宣言の発令(2021年8月17日)に伴う新型コロナウイルス感染症に関する各種お取扱いについて

2021年8月23日付 ニュースリリース

https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets_c/20210823.pdf

●緊急事態宣言の発令(2021年7月30日)に伴う新型コロナウイルス感染症に関する各種お取扱いについて

2021年8月6日付 ニュースリリース

https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets_c/2021.08.06_c.pdf

●緊急事態宣言の発令(2021年7月8日)に伴う新型コロナウイルス感染症に関する各種 お取扱いについて

2021年7月15日付 ニュースリリース

https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets c/20210715.pdf

●緊急事態宣言の発令(2021年5月21日)に伴う新型コロナウイルス感染症に関する各種お取扱いについて

2021年5月25日付 ニュースリリース

https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets_c/20210525.pdf

●緊急事態宣言の発令(2021年5月7日および5月14日)に伴う新型コロナウイルス感染症に関する各種お取扱いについて

2021年5月18日付 ニュースリリース

https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets_c/20210518.pdf

●緊急事態宣言の発令(2021年4月23日)に伴う新型コロナウイルス感染症に関する各種お取扱いについて

2021年4月30日付 ニュースリリース

https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets c/20210430.pdf

●新型コロナウイルス感染症に関する災害死亡保険金等のお支払いについて(取扱い継続) 2021年2月12日付ニュースリリース

https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets_c/20210212-1.pdf

●緊急事態宣言の発令に伴う新型コロナウイルス感染症に関する各種お取扱いについて 2021年1月15日付 ニュースリリース

https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets_c/20210115.pdf

- ●新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆さまに対する各種お取扱いについて 2020年6月11日更新(保険料払込猶予期間の延長に関する追加措置) https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets c/20200611a.pdf
- ●新型コロナウイルス感染症に関する災害死亡保険金等のお支払いについて 2020年5月12日更新(対象商品追加) https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets c/20200512-1.pdf
- ●新型コロナウイルス感染症に関する保険金・給付金のお支払いについて 2020年4月8日付 ニュースリリース https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets c/20200408.pdf

●緊急事態宣言発令をふまえた当社の対応について 2020年4月8日付 ニュースリリース https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets_c/20200408-1.pdf

以上